

空港インフラへの規制のあり方に関する研究会報告書要旨

成田空港（成田国際空港株式会社）

1. 完全民営化の推進のために必要となる措置

成田空港が、我が国経済及び国民生活に果たしている役割、空港建設を巡る歴史的経緯等を踏まえ、完全民営化後の成田空港会社が以下の責務を引き続き適切に遂行することを担保する必要。

- ①利用者ニーズ、国の航空政策等を踏まえた適切な事業運営、設備投資
- ②国の安全保障の確保
- ③テロ・ハイジャックの未然防止
- ④大規模災害等への適切な対処

（1）行為規制

- 完全民営化後、成田国際空港株式会社法に基づく行為規制については、民間の創意工夫を活かした柔軟な事業運営を行うことができるよう大幅に緩和。
- 空港の円滑な事業運営のため、空港周辺地域に対する生活環境改善への配慮、所要の事業実施については、完全民営化後も継続。
- 安全保障の観点から空港に期待されている役割を的確に果たすため、現行法令の運用により適切な対応を図ることが必要。
- テロ・ハイジャックの未然防止及び大規模災害等への適切な対処に係る責務については、現行法体系で成田空港会社に課せられている責務を完全民営化後も適切に遂行することが必要。

（2）資本規制

- 我が国の開かれた投資環境の整備という要請を踏まえ、外国資本のみ取扱いを異にする合理的な理由はなく、また、外国資本のみを規制することでは不十分な面もあることから、資本規制の検討に当たっては内外無差別を前提とする。
- 成田空港は我が国の経済活動・国民生活に欠くことのできない公共インフラであり、設置・管理のあり方は国益に密接に関わるものであることから、特定の者の利害が空港の運営方針に影響を与え、空港の公正かつ平等な運営や他空港との公正な競争を妨げないよう、大口株式保有規制を導入すべき。
- 大口株式保有規制の割合は、一の株主による影響力を過大なものとさせない等の観点から、他法の例も踏まえ20%とすることが適当。

2. 完全民営化の段階的实施

- 羽田空港の国際化、成田空港の更なる能力拡大といった国の航空政策上重要な政策を適切に遂行するために、成田空港の設置・管理については、当面、国が主体的に関与できる余地を残すべきであり、そのため、政府は当面、成田空港会社の株式の一部を保有すべき。
- 国の株式保有割合は、1／2と1／3という他法の例があるが、国の関与を確実なものとする観点からは1／2、完全民営化の趣旨から会社の自主性をできる限り発揮させる観点からは1／3とすることが適当。
- 株式売却のスケジュールは、首都圏空港に係る航空政策の進捗状況、民間法人に対する政府出資の売却に係る政府全体の取組状況、株式市況等を総合的に勘案して決定すべき。

羽田空港旅客ターミナルビル（日本空港ビルデング株式会社）

■羽田空港ビル会社に対する措置

検討に当たっては、旅客ターミナルビルが単なる商業施設に止まるものではなく、航空保安維持のために重要な役割を担っている等、滑走路等の基本施設と共に空港機能の一翼を担う公共性の高い施設であることに留意。

（1）行為規制

- 羽田空港ビル会社の担う公共的責務を担保するため、空港法に基づく空港機能施設事業者としての行為規制と、国有財産の適切な使用・管理の観点からの規制の的確な運用がなされるべき。
- 安全保障、大規模災害への対応の観点からは、羽田空港の役割は重要であり、羽田空港ビル会社を成田空港会社と同様、有事法制上及び災害対策基本法上の指定公共機関に指定する可能性について検討する必要。

（2）資本規制

- 羽田空港は、成田空港と異なって国が空港全体を設置・管理しており、既存法令に基づく行為規制により国が厳正に規律・監督していること、上場以来資本規制がなくとも特段の問題は生じていないこと、新たに資本規制を課すことは「後出し規制」となって既存の株主の権利を侵害する恐れがあること等を踏まえ、新たに資本規制を課すべきでないとの意見が過半数。
- 旅客ターミナルビル事業は、滑走路等の基本施設と一体となって空港機能の一翼を担っている公共性の高い事業であること、羽田空港ビル会社の時価総額は小さく支配株主が現れる恐れが現実的にあり得ること、必要性が高ければ「後出し規制」でも規制を導入する必要があること等を踏まえ、同社に対しても資本規制を課すべきとの意見も複数。